

山梨県公報

第千九百三十七号

平成二十一年

四月六日

月 曜 日

山梨県知事 横 内 正 明

目 次

告 示

土地改良事業の施行同意……………二〇七
収入証紙売りさばき人からの変更の願い出……………二〇七

公 告

基本測量の実施……………二〇七
基本測量の終了……………二〇七
公共測量の終了……………二〇七
開発行為に関する工事の完了について……………二〇八
人事委員会……………二〇八

告 示

平成二十一年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の第一次試験試験会場の決定について……………二〇八
第七十三回(平成二十一年度)山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について……………二〇八

山梨県告示第百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十一年三月三十日に土地改良事業(石森地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業)の施行について同意した。

平成二十一年四月六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第百三十五号

山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人からの変更の願い出を適当と認めた。

平成二十一年四月六日

公 告

新	山梨市小原西 九五五	旧	甲州市塩山上 塩後二二三九 番地一	住 所	山梨市小原西 九五五	氏 名	峡東地区猟友会	変更新年月日	平成二十一年四 月一日
	売りさばき場所								

山梨県知事 横 内 正 明

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、平成二十一年三月十六日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年四月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量(機動観測)
- 二 作業期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

● 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、平成二十一年三月二十四日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十一年四月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量(基盤地図情報作成作業)
- 二 作業期間 平成二十年五月一日から平成二十一年三月十九日まで
- 三 作業地域 大月市及び上野原市

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十一年三月十九日付けで山梨県知事から次のとおり公共測

量を終了した旨の通知があった。

平成二十一年四月六日

一 作業種類 一級水準測量

山梨県知事 横内正明

二 作業期間 平成二十年十月六日から平成二十一年三月十九日まで
三 作業地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年四月六日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条字中田一六二六の四の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条千七百二番地 古屋智史・範香

人事委員会

● 平成二十一年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の第一次試験試験会場の決定について

平成二十一年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の第一次試験試験会場を次のとおりとする。

平成二十一年四月六日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊貢

区分	試験日	試験会場
第一次試験	平成二十一年五月十日（日） （受付時間）午前八時四十分から午前九時まで （受付場所）五十周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目四五）

● 第七十三回（平成二十一年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について
第七十三回（平成二十一年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場を次のとおりとする。

平成二十一年四月六日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊貢

区分	試験日	試験会場
第一次試験	平成二十一年五月十日（日） （受付時間）午前八時四十分から午前九時まで （受付場所）五十周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目四五）